



# 山形県公報

平成19年3月30日(金)

号 外(10)

## 目 次

### 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則..... (税 政 課) ... 1

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第52号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の4」に改める。第3条第1項中「吏員を」を「職員を」に改める。

第1章第1節中第4条の次に次の3条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条の2 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年12月県条例第62号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等(法人等の県民税及び法人の事業税に係るものに限る。)を行う者は、住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)対象とする手続の範囲その他知事が必要と認める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。ただし、当該届出をした者が既にこれらを通知されている場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第4条の3 前条第1項の申請等を行う者は、申請等を書面等(情報通信技術利用条例第2条第3号の書面等をいう。以下この項において同じ。)により行うときに条例及びこの規則の規定により書面等に記載すべきこととされている事項並びに前条第2項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(知事が定める技術的基準に適合するものに限る。)から入力してこれらを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前条第1項の申請等を行う者(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱する者(当該作成を委嘱された者が、前条第1項の申請等を行う場合に限る。))を除く。)は、当該申請等に係る情報に電子署名(山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年1月県規則第4号。以下「情報通信技術利用規則」という。)第2条第2項第2号に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。

第4条の4 第4条の2第1項の申請等については、前2条に定めるもののほか、情報通信技術利用規則に定めるところによる。

第24条の4第1項第2号及び第3項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

第41条の3中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第41条の18第1項及び第2項中「附則第17条第3項」を「附則第17条第4項」に改め、同条第3項を削る。

第41条の19の見出し中「附則第17条第6項」を「附則第17条第7項」に改め、同条第1項中「附則第17条第6項」を「附則第17条第7項」に改め、同項第1号中「附則第17条第4項又は第5項」を「附則第17条第5項又は第6項」

に改め、同条第2項中「附則第17条第6項」を「附則第17条第7項」に、「本項」を「この項」に改める。  
別記第1号様式及び別記第1号の2様式中「山形県事務吏員」を「山形県職員」に改める。

別記第5号様式（表）及び別記第11号様式から別記第11号の6様式までの規定中「山形県出納長」

を「山形県会計管理者」に改める。

別記第62号様式及び別記第64号様式（表）中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記第82号様式及び別記第82号の2様式中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改

める。

別記第87号様式を次のように改める。

兼付号様式

(表)

年度自動車税督促状  
(兼徴収引継通知書)

納税者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称

様

登録番号	内訳のとおり
税額	内訳のとおり
延滞金	法に定める金額(裏面記載のとおり)
納期限	年 月 日

上記の徴収金を至急納めてください。  
督促状送付日から起算して11日までに完納しないときは、滞納処分(財産差押等)を受けることになります。

年 月 日

山形県自動車税事務所長 印

(この督促状の送付直前に納められたときは、行き違いになることがありますから、御丁度ください。)

(注) 徴収の引継ぎを行う場合は、この様式中

「督促状送付日から起算して11日までに完納しないときは、滞納処分(財産差押等)を受けることになりま

とあるのは、

「この徴収金は、あなたの住(居)所又は所在地を所管する総合支庁に引き継ぎました。  
督促状送付日から起算して11日までに完納しないときは、総合支庁から滞納処分(財産差押等)を受けることになりま

内訳

登録番号	税額
	円
小計件数	小計金額
	円
合計件数	合計金額
	円

(感)

この督促についての注意

この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表紙の自動郵便事務所長を宛先として提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を控えた後でなければ提起することはできませんが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を控えないで処分の取消しの訴えを提起することができ、①審査請求があつた日から6箇月を経過しても裁決がないこと、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その低裁決を控えないことにつき正当な理由があると、

延滞金

1,000円未満の増徴を切り捨てた税額について、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.5パーセント、その日後から納める日までの期間については年14.5パーセントの割合で計算した金額の合計額が延滞金です。

延滞金の基礎となる税額が2,000円未満である場合は計算した延滞金額が1,000円未満の場合は延滞金は納める必要がありません。延滞金は、税と同時に納めてください。

納付場所

- 1 県指定金融機関(山形銀行本・支店・出張所)又は県指定代理金融機関(庄内銀行本・支店・出張所)
- 2 県内にある県収納代理金融機関(各銀行・信託銀行・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・県庁連・農協・県民協)
- 3 山形県その低莫北各県内の郵便局
- 4 総合支庁又は自動郵便事務所
- 5 特になし(納付先が県外から納付される場合は、山形県内に本・支店のある金融機関で納めていただく(送金手数料がかかる場合があります。)、総合支庁又は自動郵便事務所にて本書を同封の上現金書留で郵送していただく。

別記第89号様式中 「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に、「山形県出納長 殿」を

「山形県会計者 殿」に改める。

別記第93号様式（表）及び同様式別表3中「収入役保管額」を「会計管理者保管額」に改める。

別記第112号の4様式中「山形県事務吏員」を「山形県職員」に改める。

別記第162号の4様式及び別記第162号の11様式中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

平成19年3月30日印刷  
平成19年3月30日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056